

# 令和7年度輸入食品等業者勉強会

新潟検疫所食品監視課

# 目的

本勉強会は、通関業者各社における食品等輸入届出の実務を担当している方向けの開催になります。

食品等輸入届出に係る理解を深めて頂きつつ、意見交換を行うことで、食品等輸入届出書の適切な審査および迅速な処理、行政検査の円滑な調整を図ることを目的としています。

# 目次

- 食品、添加物等の規格基準の一部改正
- 届出に関する事項
- 第7次NACCS更改
- 行政検査に関する注意事項

# 目次

- 食品、添加物等の規格基準の一部改正
- 届出に関する事項
- 第7次NACCS更改
- 行政検査に関する注意事項

# 食品、添加物等の規格基準の一部改正（趣旨）

食品、添加物等の規格基準の一部改正について  
（器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱い）  
（令和7年5月30日消食基第361号）

## 趣旨（一部抜粋）

今般、食品の安全性向上のために、食品の化学的劣化や微生物による変敗リスクの抑制等による器具・容器包装の多様化が進んでいる中、一部の食品に対して使用できる合成樹脂が限られている規格となっていたことに対し、より多様な種類の合成樹脂の使用要望があったことや、前述のポジティブリスト制度が導入されたことにより、ポジティブリスト制度導入前からの規格基準告示第3 器具及び容器包装中の規格との整合性を図る必要性が生じたため、規格基準告示の改正を行った。

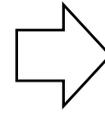
# 食品、添加物等の規格基準の一部改正（材質別規格）

「D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」の改正

新 令和8年6月1日から施行

個別規格がないもの

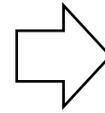
旧		
項目		
一般規格	材質試験	カドミウム
		鉛
	溶出試験	重金属
		過マンガン酸カリウム消費量



新		
項目		
一般規格	材質規格	カドミウム
		鉛
	溶出規格	重金属
		総溶出物

個別規格があるもの

旧		
項目		
一般規格	材質試験	カドミウム
		鉛
	溶出試験	重金属
		過マンガン酸カリウム消費量※
個別規格		. . . . . . . . .



新		
項目		
一般規格	材質規格	カドミウム
		鉛
	溶出規格	重金属
		過マンガン酸カリウム消費量※
個別規格		. . . . . .

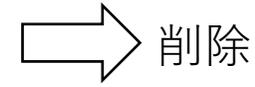
※フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具・容器包装を除く

# 食品、添加物等の規格基準の一部改正（用途別規格）

## 「E 器具又は容器包装の用途別規格」の改正

令和7年6月1日から施行

「1 容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰食品又は瓶詰食品を除く）の容器包装」に規定される強度等試験法における規格



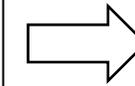
削除

「2 清涼飲料水（原料用果汁を除く）の容器包装」の規格



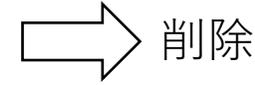
削除

ガラス製の容器包装については、「回収して繰り返し使用するものにあつては、透明なものであること」



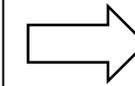
「D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」へ移行

「4 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準」



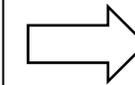
削除

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装における、「ガラス瓶は、着色していない透明なものであって、口内径が26mm以上のものであること」とする規定並びに調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装について、「ガラス瓶は、透明なものであること」の規定



「D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」へ移行

「3 乳等（乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品をいう）の器具の規格」における殺菌されている乳酸菌飲料を販売するコップ販売式自動販売機の販売する際に用いるコップ、  
「6 食品の自動販売機（食品が部品に直接接触する構造を有するものに限る）及びこれによって食品を販売するために用いる容器」における容器、  
「7 コップ販売式自動販売機又は清涼飲料水全自動調理機に収められる清涼飲料水の原液の運搬器具又は容器包装」における合成樹脂製のものにおける材質制限に関する規格



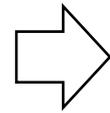
削除

# 食品、添加物等の規格基準の一部改正（溶出試験）

## 溶出試験における試験溶液の調整法

旧

食品		食品擬似溶媒
油脂及び脂肪性食品		ヘプタン
酒類		20%エタノール
油脂及び脂肪性食品並びに酒類以外の食品	pH 5 を超えるもの	水
	pH 5 以下のもの	4%酢酸



新

令和8年6月1日から施行

食品		食品擬似溶媒
油脂及び脂肪性食品並びに クリーム		ヘプタン
酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調整液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調整粉乳（以下この表において「酒類等」という。）		20%エタノール
油脂及び脂肪性食品並びにクリーム並びに酒類等以外の食品	酸性食品※	4%酢酸
	上記以外の食品	水

※食品中又は食品表面がpH4.6以下の食品別段の規定があるものを除く。

# 食品、添加物等の規格基準の一部改正（その他）

## 乳等の常温保存可能品の容器包装

「E 器具又は容器包装の用途別規格」のうち、  
「4 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準」における常温保存可能品の容器包装に係る規定



「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品衛生法施行規則の一部改正について」  
（令和6年3月19日健生発0319第8号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）において規定

## 一部の試験法の削除等



「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」  
（令和7年5月30日消食基第362号消費者庁食品衛生基準審査課長通知）において規定

## その他所要の改正

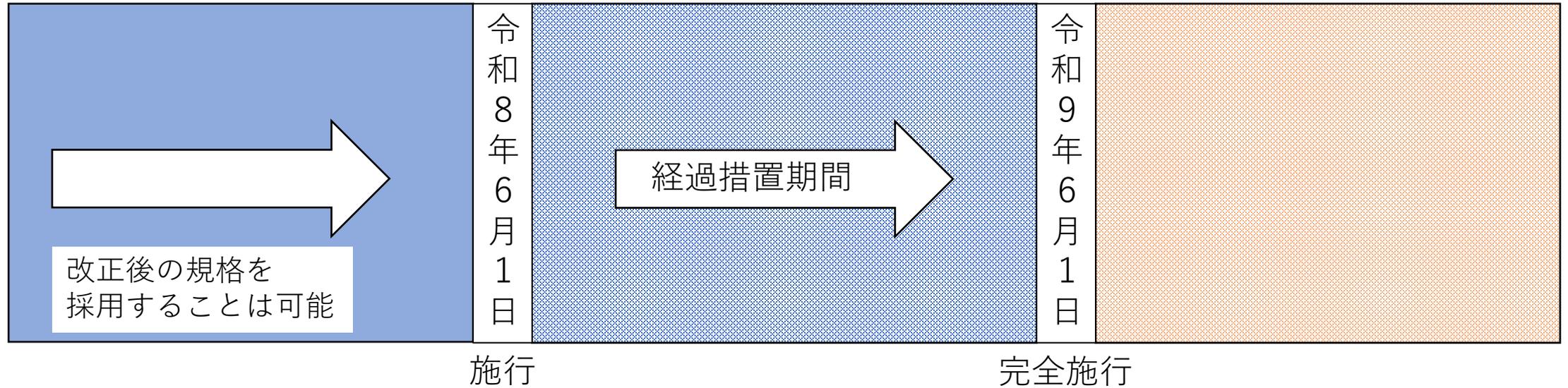
- (1) 試験法に係る規定の改正
- (2) 試薬・試液等の改正
- (3) 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の改正



詳細は「食品、添加物等の規格基準の一部改正について（器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱い）」  
（令和7年5月30日消食基第361号消費者庁次長通知）

# 食品、添加物等の規格基準の一部改正（経過措置期間）

規格や試験法の変更に係る規定についての経過措置期間



令和9年6月1日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、従前の例によることができる。

改正前の規格基準による試験を行った場合に、人の健康を損なうおそれがあるものとして改正が行われたものではないため、施行前又は経過措置期間中に改正前の規格基準に適合するものとして製造等されていたものは、経過措置期間後に改めて改正後の試験法により試験を行う必要はない。

# 食品、添加物等の規格基準の一部改正（改正後の規格採用時の注意）

施行前から改正後の規格を採用することは差し支えないものとしませんが、その場合、**部分的な試験の実施は認められません。**

旧			新			
項目			項目			
個別規格がないもの	一般規格	材質試験	カドミウム	一般規格	材質試験	カドミウム
			鉛			鉛
	溶出試験	重金属	または	溶出試験	重金属	
		過マンガン酸カリウム消費量			総溶出物	

上記いずれかで実施し、**過マンガン酸カリウム消費量試験**が本改正により削除されることから、当該試験を**実施せず**、かつ、施行前を理由に**総溶出物試験を実施しない**ということは認められません。（右図）

項目		
一般規格	材質試験	カドミウム
		鉛
	溶出試験	重金属

# 目次

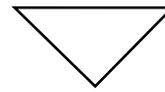
- 食品、添加物等の規格基準の一部改正
- 届出に関する事項
- 第7次NACCS更改
- 行政検査に関する注意事項

# 届出に関する事項（備考欄の統一）

食品等輸入届出書の備考欄は自由入力であるため、

▲届出ごとに入力内容が多種多様

▲必要事項が網羅されていない事例も



検疫所が実施する食品衛生法に基づく確認に必要な事項を整理し、全国的な備考欄の統一を図るため入力内容に一定のルールを設けた。

※ルール通りでなければ手続きができないものではない。



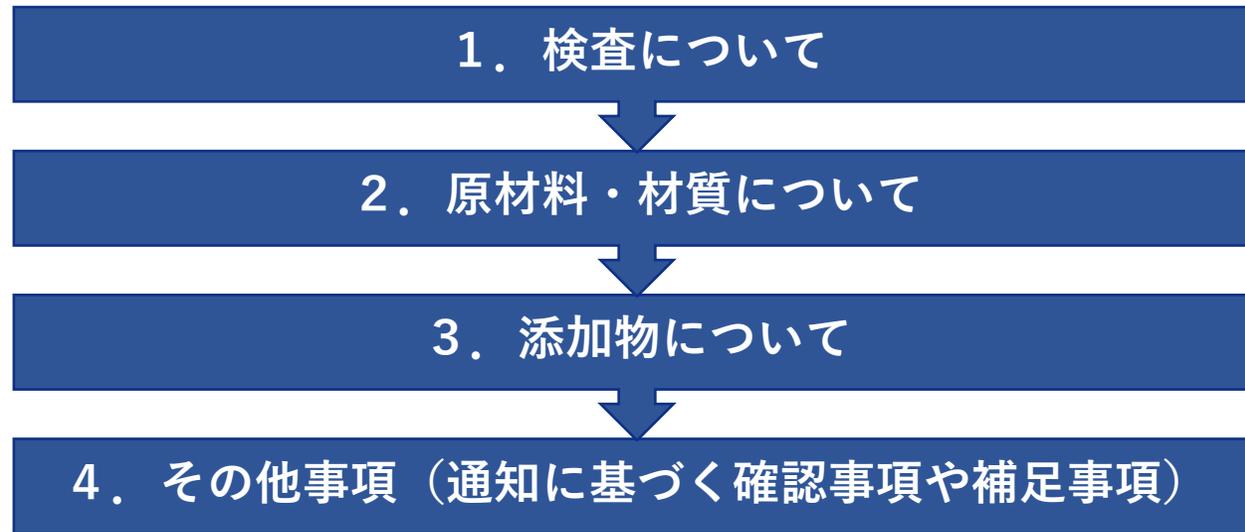
ルールを設けることで、輸入食品等の安全に関わる確認事項を輸入者が把握しやすくなる。



ルール通りに入力されることで、迅速な審査が可能となる。

# 届出に関する事項（備考欄の統一）

## 記載事項



## 注意点

- 番号順に優先順位とし、順に入力。
- 自由入力欄の大部分は日本語入力可能。
- 社内管理記号等の**届出に関係の無い情報は記載しない。**

# 届出に関する事項（備考欄の統一）

## 入力例

食品等輸入届出(欄部)

IFC  H61 種別 B 届出番号 61000000200

欄番号 01 品目 G510200 チョコレート類

用途 1 包装 KPE 継続 F 積込数量 15 CT 積込重量 60.00 kg

衛生証明  遺伝子

登録番号 (事前)  (品目)  (安全)

No	原材料	原材料名	添加物	添加物名
1	GSG	砂糖	571202	植物レシチン
2	ZYY	カカオニブ	122201	二酸化チタン
3	ZYY	カカオバター	131502	ソルビン酸カリウム
4	EPO	ピスタチオナッツ		
5	GSY	シロップ		
6				
7				
10				
11				
12				
15				

製造方法 Z00 原料-混合-微粒化-精練-調温-充填-コーティング-冷却-型抜-包装

届出実績番号  -

商品名・ブランド名  ピスタチオチョコレート

備考  <命令> <EPO(US):13%> <122201=着色目的, 131502=原料シロップ(20%)に1.0/kg> <NO RADIO>

1. 検査について

2. 原材料, 材質

3. 添加物

4. その他事項

<命令> <EPO(US):13%> <122201=着色目的, 131502=原料シロップ(20%)に1.0/kg> <NO RADIO>

# 届出に関する事項（備考欄の統一）

NACCS掲示板 > よくある問合せ > 虎の巻 > 虎の巻FAINSマスター

## NACCSセンターからのおすすめ

※これ一冊でFAINSを理解！FAINS業務講習会資料<印刷して活用してください>

[食品等輸入届出業務\(FAINS\)\[PDF:1MB\]](#)  ※業務講習会資料ページと同じものを掲載しています

[2023年3月追加便利機能\[PDF:1MB\]](#)  ※追加された検索機能のご紹介

※届出実績を一覧で管理したい方へ

毎月1日に食品届出系の管理統計資料を配信しています。契約がまだの方はぜひ申込を。[食品等輸入届出一覧データ\[CSVフォーマットサンプル\]](#) 

※もっとくわしく知りたい

[輸入食品監視支援業務仕様書ページ](#)へどうぞ

※**2025年12月更新** 食品等輸入届出備考欄の使い方について、業務資料ページに掲載しました。 ※厚生労働省作成

①備考欄の記載について[PDF:4.47MB] 

②備考欄記載事項一覧[XLSX:49.2KB] 

[ページ上部へ戻る](#)

[https://bbs.naccscenter.com/files/00156615/FAINS\\_bikou.pdf](https://bbs.naccscenter.com/files/00156615/FAINS_bikou.pdf)

[https://bbs.naccscenter.com/files/00156622/FAINS\\_kisaijikou.xlsx](https://bbs.naccscenter.com/files/00156622/FAINS_kisaijikou.xlsx)

# 届出に関する事項（備考欄の統一）

## 備考欄記載事項一覧（一部抜粋）

こちらを参考に備考欄へ記載してください。

分類	品目コード分類	品目	記入例	説明	関連通知（改正ある場合も元通知）
1	J,K	同一規格で成績書を準用する器具 容器包装	～（品名・品番）と 同一規格	同一規格で成績書を準用する場合、備考欄へ記載。	
2	J,K	個別の材質コードが無い合成樹脂を材質として含む器具 容器包装	KRZ=フッ素樹脂	個別の材質コードが無い合成樹脂については材質コードZXXではなくKRZを使用し、具体的材質名を備考欄へ記載。 材質コード→KRZ：その他の合成樹脂	
2	L	おもちゃ（塗膜）	KPZ=アクリル KPZ=PVC、PU、ゴム以外（又は「KPZ=他」）	PVC塗膜以外の場合、材質欄にKPZ（その他の塗膜）を記載し、その詳細を備考欄へ記載。 具体的材質名またはPVC（ポリ塩化ビニル）、PU（ポリウレタン）、ゴム以外であることを記載。 PVC、PU、ゴムのいずれかの場合、フタル酸の検査が必要。 材質コード→KCC：PVC塗膜， KPZ：その他の塗膜	平成23年7月27日付け通知 「おもちゃのフタル酸エステル取扱いについて」

# 届出に関する事項（食品等輸入届出事項呼出しIFB）

継続品の届出作成の際は、食品等輸入届出事項呼出しIFBを積極的に利用してください。

## IFB とは

IFA入力の際に、同じ輸入者であれば、  
実績時の届出入力情報を引用することが可能です。



食品等輸入届出事項呼出しIFBを利用した届出は、実績の届出入力情報が反映されるため、審査がスムーズになり、**届出から届出済証交付までの時間が短縮される。**

 改行やスペース追加などの不要な変更は行わないこと。

# 届出に関する事項（実績と不一致となる例）

## 漢字orひらがな／カッコ有無 の違い

【今日】

【実績】

欄番号 01 品目 F870000 レトルト殺菌食品：種実類の調整品

用途 1 包装 KSA 継続  積込数量 CT 積込重量 kg

衛生証明  遺伝子 N

登録番号 (事前)  (品目)  (安全)

No	原材料	原材料名	添加物	添加物名
1	ECH	くり	621701	窒素
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

製造方法 Z00 選別→焙炒→皮剥き ※※※※※

届出実績番号  
商品名・ブランド名   
備考 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ 成績書NO: △△△△ (2025.1.8) □□□ □□□ □□□

皮剥き

(2025.1.8)

(2025.1.8)

欄番号 01 品目 F870000 レトルト殺菌食品：種実類の調整品

用途 1 包装 KSA 継続  積込数量 CT 積込重量 kg

衛生証明  遺伝子 N

登録番号 (事前)  (品目)  (安全)

No	原材料	原材料名	添加物	添加物名
1	ECH	くり	621701	窒素
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

製造方法 Z00 選別→焙炒→皮むき ※※※※※

届出実績番号  
商品名・ブランド名   
備考 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ 成績書NO: △△△△ 2025.1.8 □□□ □□□ □□□

皮むき

2025.1.8

2025.1.8





# 届出に関する事項（実績と不一致となる例）

## 記載順の入れ替え／カタカナorアルファベット

【今日】

欄番号 03 品目 J929900 その他の器具：その他の合成樹脂製

用途 1 包装 KPR 継続 C 積込数量 PS 積込重量 kg

衛生証明 遺伝子

登録番号 (事前) (品目) (安全)

No	原材料	原材料名	添加物	添加物名
1	KRZ	その他の合成樹脂製		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

製造方法

届出実績番号

商品名・ブランド名 キッチンペーパー

備考 <PL適合>KRZ:フッ素樹脂塗膜 (黒)

<PL適合>KRZ:フッ素樹脂塗膜 (黒)

【実績】

欄番号 03 品目 J929900 その他の器具：その他の合成樹脂製

用途 1 包装 KPR 継続  積込数量 PS 積込重量 kg

衛生証明 遺伝子

登録番号 (事前) (品目) (安全)

No	原材料	原材料名	添加物	添加物名
1	KRZ	その他の合成樹脂製		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

製造方法

届出実績番号

商品名・ブランド名 キッチンペーパー

備考 KRZ:フッ素樹脂 (黒) ポジリス適合

KRZ:フッ素樹脂塗膜 (黒) ポジリス適合

# 届出に関する事項（食品等輸入届出事項呼出しIFBの操作）

## IFB操作方法

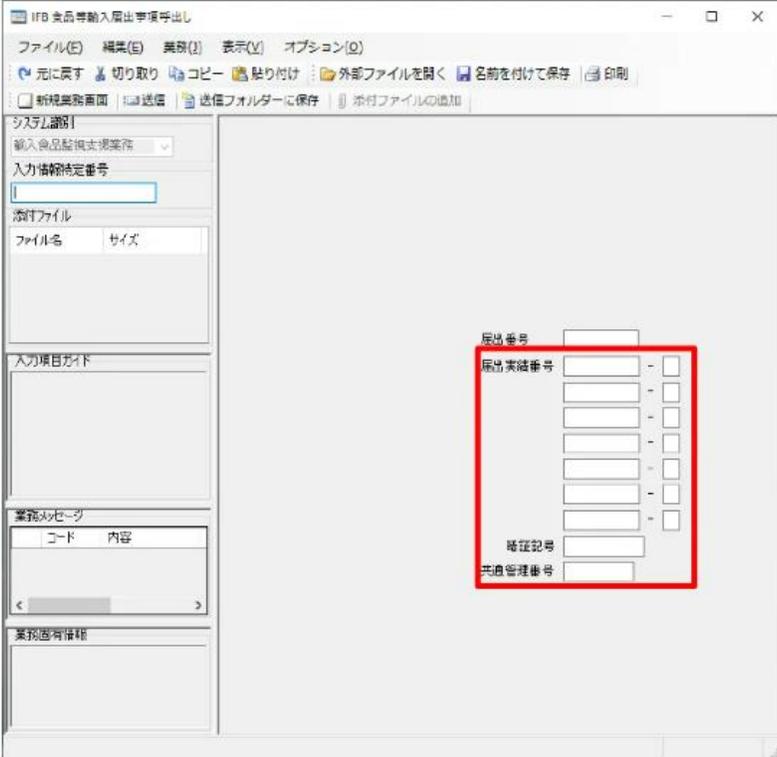
NACCS掲示板の以下のリンクにIFB業務の詳細があります。

[https://bbs.naccscenter.com/files/00157490/shokuhin\\_prohen.pdf](https://bbs.naccscenter.com/files/00157490/shokuhin_prohen.pdf)

**①IFB業務における届出実績番号の呼出し機能の追加**



- IFB業務で届出実績番号を入力することで、IFA業務へ届出実績情報を展開し、流用できるようになりました。



- 展開できる実績  
入出力装置の設置届出書を出している輸入者の過去届出実績（他業者が届出したものを含む）  
※入出力装置の設置届出書を出していない輸入者の過去届出実績は照会できません。
- 展開方法
  - ・過去自ら届出した実績情報を展開する場合  
届出実績番号のみで展開可能です。
  - ・過去他社が届出した実績情報を展開する場合  
届出実績番号 + 暗証記号（自社で取得したもの）  
※届出番号欄を入力する場合は届出内容を訂正する時です。届出番号欄と届出実績番号欄は同時に入力できません。
- 展開内容  
入力した届出実績番号の内容を展開します。詳細はp3の「実績番号、欄番号の入出力パターンイメージ」を参照ください。

# 届出に関する事項（FAINSコードの利用）

**製造者・製造所コード等のFAINSコードの利用をお願いします。**

バスケットコードを使用し自由入力すると、コンマの有無などの軽微な違いでも実績と不一致になるため。

（参考）

【実績と同一内容かシステムで確認している事項】

品目コード、用途、包装、積込数量単位、遺伝子、登録番号（事前）、登録番号（品目）、登録番号（安全）、原材料コード1～30、原材料名1～30、添加物コード1～30、製造方法コード、製造方法名、商品名・ブランド名、輸入者名、生産国、製造者名、製造者住所、製造所名、製造所住所、輸出者名、輸出者住所、包装者名、包装者住所、備考



FAINSコードは、NACCS掲示板の輸入食品監視支援業務関連コードから確認できます。

<https://bbs.naccscenter.com/system/code/fains-code.html>



該当する製造者・製造所コードがない場合は、以下から申請できます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/yunyu\\_kanshi/index\\_00020.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00020.html)

# 届出に関する事項（事前返却の廃止）

器具・容器包装及びおもちゃにおける事前届出の**事前返却を廃止**（令和8年2月13日から）



届出済証が出力されていないことに関して当所へ問合せを行う前に、IFG（搬入連絡）で自ら「事故の有無」について登録をしているか確認してください。

## 受け入れ可



**外国公的検査機関による検査結果**

（到着貨物に対しての実施が確認できる場合に限る）



到着貨物に対して実施した  
登録検査機関による検査結果

他輸入者による検査結果



（到着貨物と同一製品であることが確認できる場合に限る）

+ 使用許諾書

## 受け入れ不可



**輸入届出を行わない食品で実施した検査結果**

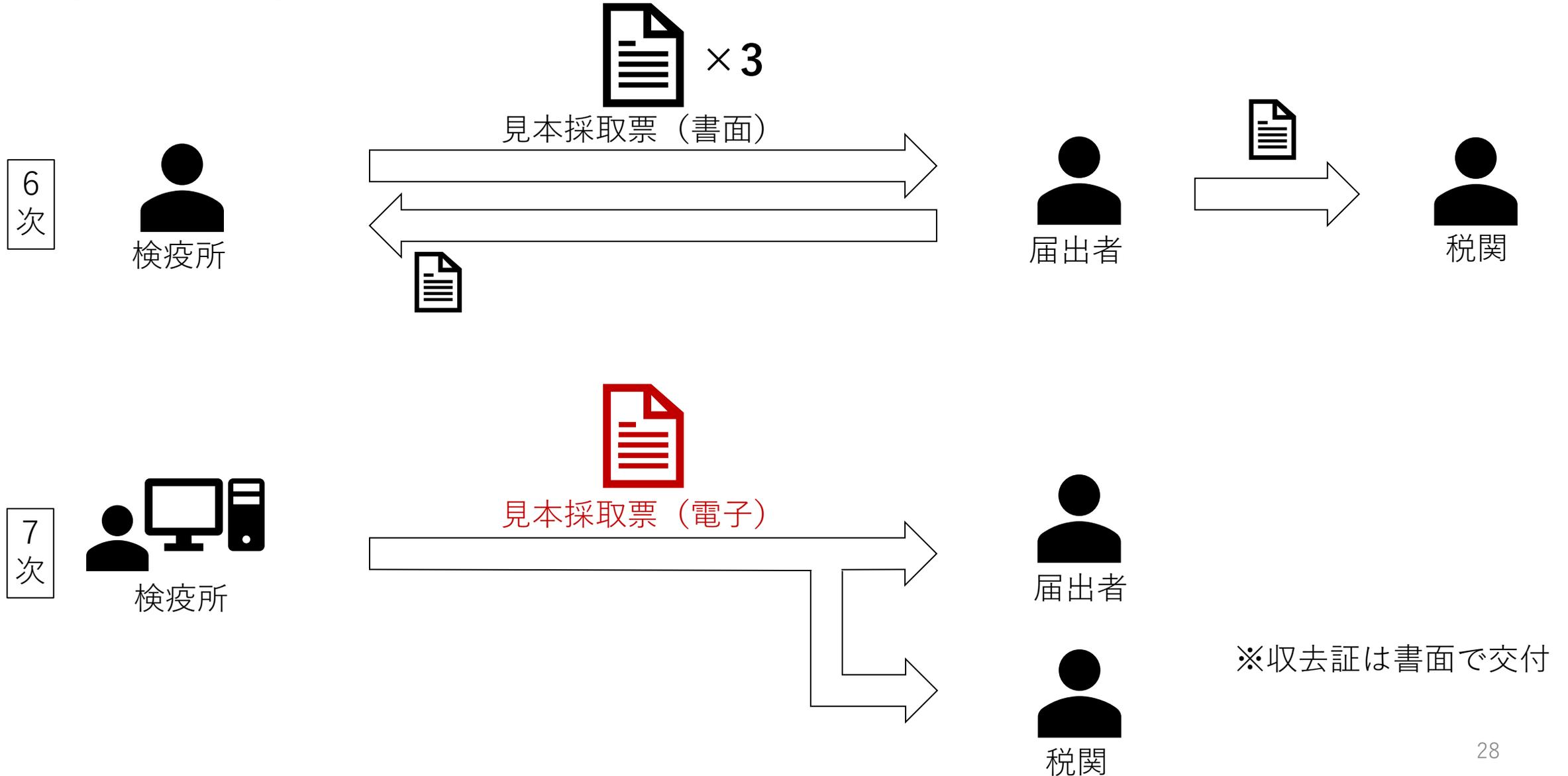
（先行サンプルによる検査結果）

# 目次

- 食品、添加物等の規格基準の一部改正
- 届出に関する事項
- 第7次NACCS更改
- 行政検査に関する注意事項

# 第7次NACCS更改（見本採取票の電子化）

## 見本採取票交付の流れ



# 第7次NACCS更改（食品等輸入届出汎用申請IFM）

食品等輸入届出汎用申請IFMでは以下の業務が利用可能です。

申請先	コード	申請種別
食品監視課窓口	A01	違反原因改善報告・措置計画完了報告
	A02	モニタリング関係資料
	A03	輸入相談資料
	A04	計画輸入の実績報告
	A05	品目登録申請書類
	A06	確認願
中央情報	J01	製造者、製造所コード申請
	J02	入出力装置の設置、廃止、変更届出

新潟検疫所における運用については次のページで説明。

## 新潟検疫所における運用



メール

- ・ 違反原因改善報告・措置計画・措置完了報告
- ・ 輸入相談資料
- ・ 却下願（該当する業務コードがないため）



汎用申請  
IFM

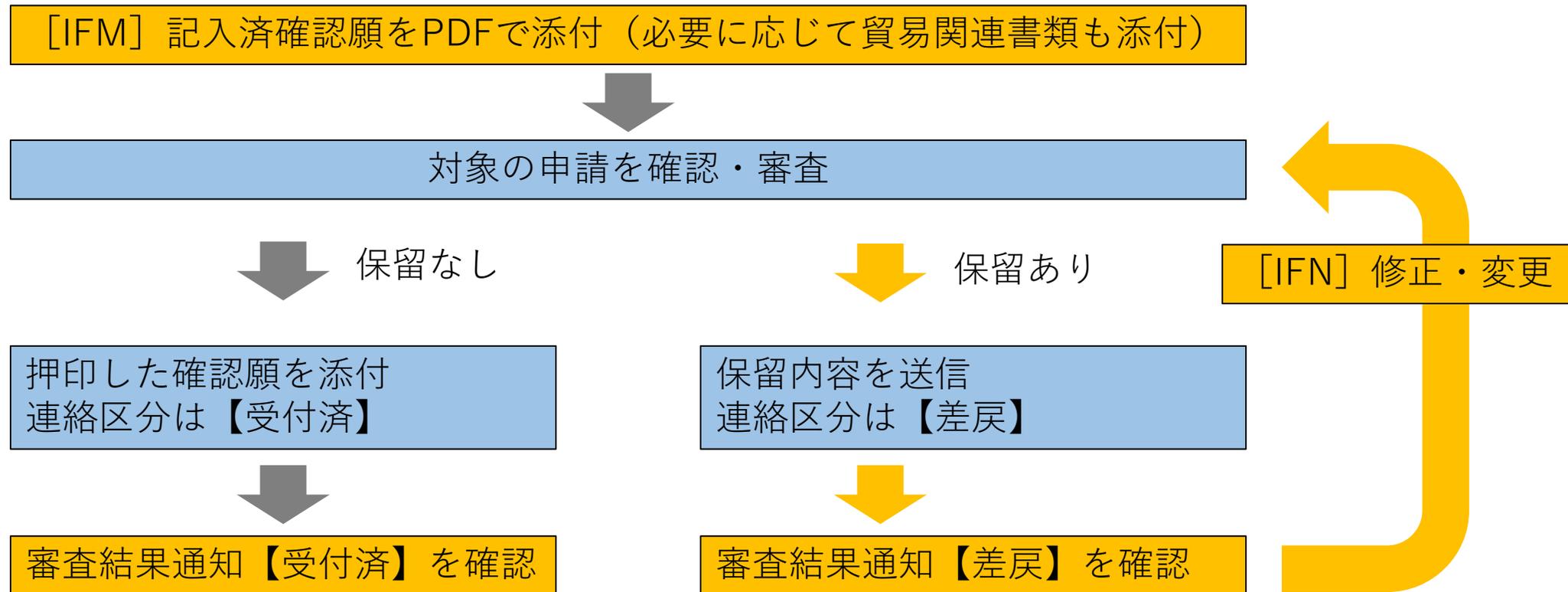
- ・ モニタリング関係資料（届出済証交付済の場合）
- ・ 品目登録申請書類
- ・ 確認願

# 第7次NACCS更改（食品等輸入届出汎用申請IFM）

## 汎用申請の流れ

例：A06 確認願

申請者  
検疫所



※押印した原本の交付はありません。審査結果通知で出力した書類を税関の手続きにご利用ください。

## 食品等輸入届出汎用申請（IFM）業務

- ①申請先の検疫所を選択
- ②汎用申請手続きコードを入力
- ③届出番号を入力（A02 モニタリング関係資料）
- ④書類を添付  
1 ファイル当たりの最大サイズ：30MB  
最大合計ファイルサイズ：30MB  
ファイル数制限なし



モニタリング関係資料（届出済証交付済の場合）、品目登録申請書類、確認願の添付の際に、食品等輸入届出汎用申請（IFM）をご使用ください。

IFM 食品等輸入届出汎用申請

ファイル(E) 表示(V)

申請先検疫所

申請手続種別\*

申請担当者

申請者電話番号

社内整理番号

届出番号

記事

- 11: 小樽検疫所
- 12: 小樽検疫所千歳空港検疫所支所
- 13: 仙台検疫所
- 14: 仙台検疫所仙台空港検疫所支所
- 21: 成田空港検疫所
- 24: 東京検疫所食品監視課
- 26: 東京検疫所食品監視第二課（船橋）
- 27: 東京検疫所千葉検疫所支所
- 28: 東京検疫所東京空港検疫所支所
- 29: 横浜検疫所
- 32: 東京検疫所川崎検疫所支所
- 51: 新潟検疫所
- 52: 名古屋検疫所清水検疫所支所
- 53: 名古屋検疫所
- 54: 名古屋検疫所中部空港検疫所支所
- 55: 名古屋検疫所四日市検疫所支所
- 57: 新潟検疫所食品監視課小松空港分室
- 61: 大阪検疫所

# 第7次NACCS更改（食品等輸入届出汎用申請変更IFN）

## 食品等輸入届出汎用申請変更（IFN）業務

- ①汎用申請受理番号を入力
- ②ファイル追加、差し替え、削除が発生した場合は、変更後のすべてのファイルを添付  
  
添付ファイルを引き継ぐ場合は、  
添付ファイル変更なしチェックボックスに  
チェックする。



検疫所が差戻にした申請に対して  
添付ファイルの変更を行う際に、  
食品等輸入届出汎用申請変更  
(IFN) をご使用ください。

IFN 食品等輸入届出汎用申請変更

ファイル(E) 表示(M)

食品等輸入届出  
汎用申請受理番号\*

申請担当者

申請者電話番号

社内整理番号

届出番号

記事

添付ファイル変更なし

# 目次

- 食品、添加物等の規格基準の一部改正
- 届出に関する事項
- 第7次NACCS更改
- 行政検査に関する注意事項

# 行政検査に関する注意事項（行政検査）

**行政検査** 貨物確認検査（現場検査）、モニタリング検査：検疫所が実施する検査

## 貨物確認検査（現場検査）

貨物確認検査は、初回輸入時や食品衛生法違反判明時、輸送途中での事故発生時等、必要に応じ検査を実施し、輸入時における実際の貨物の衛生状態を確認する検査です。  
また、官能検査のため、必要に応じて少量採取を行います。

## モニタリング検査

モニタリング検査は、食品衛生法違反の可能性が低い貨物を対象に幅広く検査を実施し、輸入時における実際の貨物の衛生状態を確認する検査です。  
また、検査命令や自主検査とは異なり、検査結果判明を待たずに通関手続きを進めることが可能です。

## 初回貨物の貨物確認検査について

現物の表示に届出されていない添加物の記載があるといった、届出内容と実際の貨物に齟齬が生じている事例があることから、**初回貨物については貨物確認検査を実施します。**

# 行政検査に関する注意事項（検査結果判明に要する日数）

## ○モニタリング検査結果判明までの日数

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	採取	検査開始				
8	9	10	11	12	13	14
				結果判明		
15	16	17	18	19	20	21
				結果判明		
22	23	24	25	26	27	28
		結果判明				

検体が検査部門に到着した日（採取日の翌開庁日）を1日目として起算。

 放射線照射、レトルト食品の成分規格以外：最長7開庁日

 放射線照射：最長14開庁日

 レトルト食品の成分規格：最長17日間

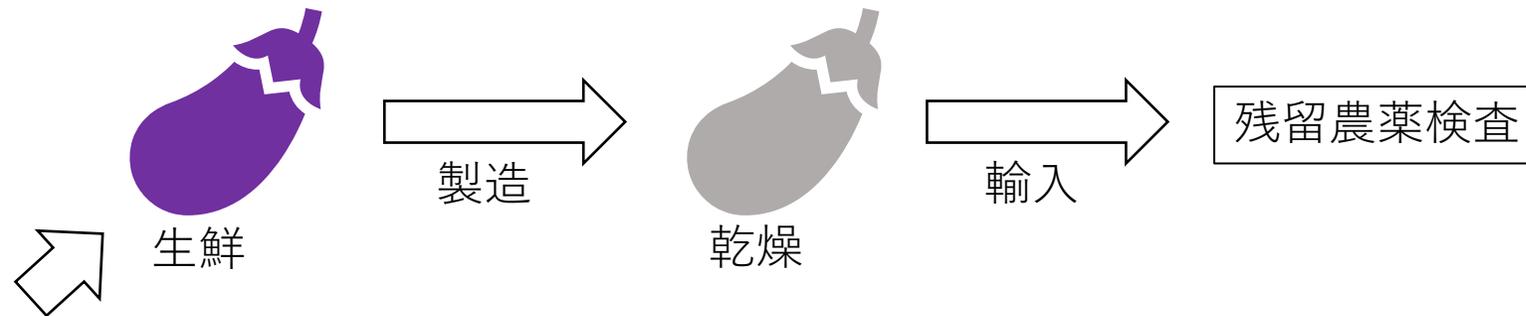
開庁日：土日祝日を含まない日

日間：土日祝日を含む連続した日

## ○乾燥野菜と乾燥果実における残留農薬検査について

残留農薬の基準値は生鮮原料時点の値であるため、生鮮原料時点に換算した値で適合かを判断します。

そのため、届出貨物の生鮮原料時点の水分含量のデータを資料にて事前に提出してください。



**必要**

**届出貨物の  
生鮮原料時点の  
水分含量のデータ**



「約●%」「●%以上」「●%以下」のような曖昧な表現を避けること。



B/L番号等で届出貨物と紐付けできる資料であること。